

2022.9.14 経 済

事件の真相 迫れぬ遺族

加害者は不起訴 情報公開されず

再考

犯罪被害者

「真相を知りたい」。犯罪被害者や遺族が切実に抱く思いだ。ところが「心神喪失者」が加害者となった犯罪では、事件の真相は司法の厚いベールの中に覆われる。被害者や遺族への冷淡な扱いに、最愛の夫を失った女性が声をあげた。

支援は両輪で

「被害者支援と加害者の治療は対立しない。加害者と被害者の支援は両輪でなければなりません」

今年6月、東京・霞が関

心神喪失者の凶刃



シンポジウムで「加害者と被害者の支援は両輪でなければならない」と訴える大森真理子さん—今年6月、東京・霞が関 (内田優作撮影)



自身の勤務する児童養護施設の元入所者に刺殺された大森信也さん (大森真理子さん提供)

の弁護士会館で開かれたシンポジウムで1人の女性が聴衆に語り掛けていた。女性は大森真理子さん(55)。大森さんは平成31年2月、夫の信也さん(当時46)を東京都渋谷区の勤務先で刺殺された。児童養護施設の施設長だった信也さんを刺殺したのは、施設の元入所者の男だった。男は退所後に勤め先を転々としていたが、事件

の数カ月前からは住居を失い、インターネットカフェで生活していた。逮捕当初から不明瞭な言動がみられたことから精神鑑定が行われ、東京地検は令和元年5月、男の刑事責任は問えないと判断して不起訴とした。

黒塗りの鑑定書

長年、虐待などで傷ついたり子供らの保護に尽力してきた信也さん。「一本気」で、こうと決めたら一生懸命取り組む人」だった。なぜ夫の命が奪われなければならなかったのか。大森さんには分からなかった。

声伝えるすべを

「憤りよりも、苦しめて悲しかった」

起訴されず、刑事責任を問われなかった心神喪失者は通常の公判に代わり、医療的な処遇を決める医療観察法に基づく審判(医療観察法)に基づき審判(医療観察法)を受ける。大森さんは東京地裁に申し入れ、審判を傍聴。「夫が気にかけていた子。事件に至るまでのことを知りたかった」

だが、被害者遺族として知りたいことを十分に知ることができたとは言えない。法律用語が飛び交う審判に被害者側の弁護士の同行は認められず、専門家ではない大森さんは戸惑うばかりだった。大森さんと代理人の濱口文歌弁護士の間には「なぜ刑事責任を問われなかったのか」という一点にあった。人の精神は複雑で、罪を問われない「心神喪失者」と、刑が軽減されるものの罰が科される「心神耗弱者」の境目は難しい。男の精神鑑定書は開示されたが、黒塗りが多く手がかりにはならなかった。

「なぜ」と聞きたかった。しかし、制度上、被害者遺族の陳述は認められず、伝えるすべはなかった。審判の末、男は指定医療機関へ入院することが決定。結果通知は受け取ったが、治療状況などは分らない。保護観察所に大森さんの側から問い合わせなければ、入院しているかどうかも知ることができない。大森さんは「弁護士がついていなかったので、分かんなければあきらめる人もたくさんいる」とみる。医療観察事件の被害者やその遺族への冷淡さに、大森さんは昨年6月、「医療観察法と被害者の会」(がじゅもりの会)を発足した。現状について「(加害者が)社会復帰を目指すなら、夫が亡くなった事実をなかったことにして先に進むのは違うのではないかと強く感じている。1人の遺族として『できれば、こちらの声を伝えるすべがほしい』、レスポンスもほしい」と訴える。

6月のシンポジウムを機に、支援者は増えつつある。「いろんな事件がある。こういう終わり方がある。不起訴になると何も知らされない。それを知ってもらいたい」。ボールはいま、社会の側に投げられた。(内田優作)

「再考・犯罪被害者」に関する読者のみなさんの声をメール(saikou@sankai.co.jp)にお寄せください。

司法の不透明さ、精神疾患の偏見に

被害者や遺族ら、権利拡大訴え

「医療観察法と被害者の会」の提言

医療観察審判

- 加害者への医療観察審判確定後も、検察審査会議決を可能に
- 医療観察審判で被害者側弁護士の傍聴を可能に
- 医療観察審判での被害者や遺族の意見陳述の機会確保
- 審判結果について、裁判官、医師、社会復帰調整官から説明を聞く機会の確保

情報公開

- 審判手続きの記録について、被害者や遺族が閲覧、謄写できる範囲の拡大
- 不起訴事件記録の閲覧、謄写の範囲拡大
- 審判確定後の加害者の治療、事件の振り返り状況の情報提供

事件の未然防止

- 治療が必要な精神疾患の患者への早期治療の機会確保

※昨年7月の要望書から作成

心神喪失者による事件(医療観察事件)の被害者や遺族は、人生が一変するような大きな被害を受けたにもかかわらず、加害者や事件の情報について公開されなかったり、審判に参加できなかったりするなど、疎外されるような扱いを受けてきた。被害者遺族や支援する弁護士らは権利の拡大を訴える。大森真理子さんの代理人を務めた濱口文歌弁護士は「医療観察審判の中には、代理人を審判廷に入れたり、被害者遺族に意見を陳述させたりした例もあり、裁判官の指揮によって状況が異なることがある」と、対応のばらつきを指摘する。

「医療観察法と被害者の会」は昨年7月、上川陽子法相当時らに要望書を提出。医療審判での代理人弁護士の傍聴や、被害者、遺族の意見陳述、情報公開の拡大などを提案した。濱口氏は医療観察事件と司法のあり方が不透明であることがかえって精神疾患への偏見につながっていると指摘し、「今の司法制度を維持するためには、情報を開示し、被害者を参加させることが国民の納得につながる」と話している。